二　警報盤は、検知器からの信号が伝達された場合に、船橋及び非常用制御場所（船橋に隣接する場所に設けるものに限る。）において、可視可聴の警報を発するものであること。

2　規程第百四十六条の四十八の二第二号の船舶に備える検知器及び警報盤の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一　検知器は、貨物倉に浸水が生じた場合に、当該浸水の水面が当該貨物倉の船尾側において内底板から〇・三メートル以上の高さの位置及び内底板から上甲板下面までの垂直距離の一五パーセントに相当する高さを超えない高さの位置まで達したとき、警報盤に信号を伝達できるものであること。

二　警報盤は、検知器からの信号が伝達された場合に、船橋において可視可聴の警報を発するものであること。

第一号表操船信号灯の項中「光を急速に」を「閃光（せんこう）を急速に」に改める。

（船舶の消防設備の基準を定める告示の一部改正）

第五条　船舶の消防設備の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十六号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。

4　三以上の主垂直区域を有する旅客船又は船の長さ（満載喫水線規則（昭和四十三年運輸省令第三十三号）第四条の船の長さをいう。）が百二十メートル以上の旅客船（第一種船等（限定近海船を除く。）に限る。）に配置する送水管にあっては、火災によりいずれか一の主垂直区域が焼失した場合においても、他の主垂直区域において、三時間以上その機能が損なわれないための措置が講じられたものであること。

第七条第三号中「第四十五条第一項第二号」を「第四十四条第一項第二号」に改める。

第十条第一号イ中「有するものであること。」を「有するものであり、かつ、融点が摂氏九百二十五度を超えるものであること。」に改め、同号に次のように加える。

ホ　制御弁により閉鎖状態となる管の部分には、圧力逃し弁を備え、その弁からの排気が船外に導かれるものであること。

ヘ　管及び関連する装置は適切に固定されていること。

第十条中第六号を第七号とし、同条第五号中「ガス貯蔵容器」の下に「、管」を加え、同号を同条第六号とし、第四号を第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　放出管は、自由通気試験を行うための付属の部品を取り付けたものであること。

第十条に次の一項を加える。

2　炭酸ガスを消火剤として使用する固定式鎮火性ガス消火装置であって、炭酸ガスを冷却装置により液化し、低圧の状態で貯蔵する装置を有するものは、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一　当該装置の制御装置及び冷却装置が設置されている場所に貯蔵容器が設置されていること。

二　貯蔵容器に次に掲げる装置等を備え付けていること。

イ　圧力計測装置

ロ　容器内の圧力が圧力逃がし弁の作動圧力を超えた場合に警報を発する装置

ハ　容器内の圧力が一・八ニュートン毎平方ミリメートル未満となった場合に警報を発する装置

ニ　止め弁がついた液化炭酸ガスを充てんするための管

ホ　放出管

ヘ　液面表示装置

ト　二組の圧力逃し弁

三　弁により閉鎖状態になり、かつ、各機器の許容圧力を超える圧力を生じる恐れのある管の部分に、圧力を逃がすための装置を備え付けていること。

四　国際航海に従事する旅客船であって旅客定員が三十六人を超えるもの及び係留船以外の船舶には、前号イからニまでの場合に可視可聴警報を発する装置（船舶機関規則（昭和五十九年運輸省令第二十八号）第九十六条第四号イからトまでに規定する基準に適合するものに限る。）を備え付けていること。

六　当該装置により複数の区域に炭酸ガスを放出する場合に、当該装置の制御装置により放出量を調整できること。

第三十二条第二項中第六号を同項第七号とし、同項第五号中「（限定近海貨物船を除く。）に前号ただし書」を「（旅客定員が三十六人を超える第一種船及び第二種船（第二種船にあっては遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶（限定近海船を除く。）に限る。）並びに限定近海貨物船を除く。）に第四号ただし書」に改め、同号を同項第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　旅客定員が三十六人を超える第一種船又は第二種船（第二種船にあっては遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶（限定近海船を除く。）に限る。）には、第三号及び第四号の容器に異物が混入することなく酸素又は空気を再充てんすることができる装置であって、次のイ又はロのいずれかの要件に適合するものを備え付けなければならない。

イ　主電源及び非常電源から給電されるもの又は蓄電池から給電されるものであり、一分間に六十リットル以上四百二十リットル以下の容量の酸素又は空気を圧縮できること。

ロ　一の自蔵式呼吸具につき千二百リットル以上五万リットル以下の酸素又は空気を高圧で圧縮できること。

第三十四条第二項に次の一号を加える。

八　第一種船及び第二種船（ただし、平水区域を航行区域とするものを除く。）の旅客室に設置される火災探知装置が感応した場合において、当該旅客室に可聴警報が発せられるものであること。

（小型船舶の基準を定める告示の一部改正）

第六条　小型船舶の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第三号中「船舶設備規程第九号表の三第五欄」を「航海用具の基準を定める告示第一号表」に改める。

（船舶の防火構造の基準を定める告示の一部改正）

第七条　船舶の防火構造の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十八号）の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

（多層甲板公室の保護）

第五条の二　規則第十一条の二の告示で定める仕切りは、別表第四に定める仕切りとする。ただし、旅客定員が三六人以下の旅客船に設ける多層甲板公室は、管海官庁が適当と認める仕切りで形成する囲壁の内部に設けることとする。

第七条第二項第一号に次のように加える。

ホ　戸の下部に戸のわくを設けない戸は、不燃性の敷居を戸の下部に取りつけること。

ヘ　ホの場合においては、下部の隙間が十二ミリメートルを超えないように取り付けられていること。

第八条第一項第一号中「当該戸を設ける隔壁と同等の耐火性を有する不燃性材料のものであること。」を「次に掲げる要件に適合するものであること。」と改め、同号に次のように加える。

イ　当該戸に設ける隔壁と同等の耐火性を有する不燃性材料のものであること。

ロ　戸の下部に戸のわくを設けない戸は、下部の隙間が二五ミリメートルを超えないように取り付けられていること。

第十条第二項第二号中「不燃性材料」を「鋼又は鋼と同等の材料」に改め、同項第九号を同項第十一号とし、同項第八号を同項第十号とし、同項第七号の次に次の二号を加える。

八　旅客定員が三六人を超える旅客船の主洗濯室（大型業務用洗濯機等が設置され、主として船員が業務として旅客室の敷布等の洗濯及び乾燥等を行う部屋をいう。以下同じ。）からの排気用のダクトは、次に掲げる要件に適合するものであること。

イ　清掃のため容易に取り外すことができるフィルターが取り付けられていること。

ロ　ダクトの下端に自動閉鎖型の防火ダンパー（主洗濯室内において遠隔で操作できるものに限る。）が備え付けられていること。

九　主洗濯室内において、送風機を停止するための遠隔操作装置が備え付けられていること。